

地域包括支援センターの増設について

1. 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、介護保険法（第115条の46）に基づき地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、保健医療の向上及び福祉の増進を支援することを目的に設置するものされている。

本市のセンターも、高齢者の困り事、介護予防、在宅医療と介護サービスの連携に係る相談など、様々な支援を行なっているところであり、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供を目指す地域包括ケアシステムの中核をなす重要な機関であると位置づけられている。

本市が市内に設置するセンターは現在4ヶ所となっており、1ヶ所のセンターが所管する第1号被保険者数は、令和元年10月1日現在で平均7,386人となっている。この人数は、国が定める1つのセンターが所管する基準の3,000人以上6,000人未満を大幅に超えている状況であり、今後も増加の一途を辿ることが想定されることから、センターの増設は喫緊の課題となっている。また、第7期介護保険事業計画策定時のパブリックコメント等においても地域包括支援センターの機能強化・充実について強く求められているところである。

このような状況を踏まえ、令和2年度に新たなセンターを設置するものである。

2. 新設場所及び所管する地域

新たなセンターの設置場所としては、既存のセンター（4ヶ所）の所在地や、所管する区域、町目別の第1号被保険者数などの要件と、センターとして使用が可能な施設の条件などを勘案し検討した結果、新設する場所は、既設の拝島町高齢者福祉センター内とし、所管する区域については、都営拝島町アパートを中心とする拝島地区とすることで検討を進めているところである。なお、拝島町高齢者福祉センターは、地域の高齢者の活動拠点として多くの高齢者に利用されているところであり、あわせて、広い事務室や相談室が2部屋あるなどセンターを開設するにあたり施設面としての条件も整っている。

3. 拝島地区について

拝島町高齢者福祉センターの主な利用者であり、所管を予定する拝島町、緑町、松原町は、令和元年10月1日現在の総人口が27,134人であり、うち65歳以上である第1号被保険者数は6,679人、高齢化率は24.6%となっている。中でも、拝島町高齢者福祉センターが所在する拝島町3丁目は、令和元年10月1日現在の総人口が2,742人であり、うち第1号被保険者数は1,051人、高齢化率は38.3%と非常に高い数字となっている。しかしながら、この地域を所管する西部地域包括支援センターまでは、拝島町3丁目から概ね2kmほど離れており高齢者が徒歩で行くには距離が遠く不便な地域とされている。

4. 栞島町高齢者福祉センターについて

栞島町高齢者福祉センターは、高齢者の社会参加の促進及び福祉の増進を図るために設置している施設である。現在、集会室や会議室では高齢者の各種相談事業・健康増進事業・介護予防教室など、様々な事業や自主的な活動が行なわれている。

この栞島町高齢者福祉センターに、新たな地域包括支援センターを設置したとしても、使用する設備は、事務室、生活相談室、健康相談室であり、既存の事業や活動に影響を及ぼすものではないものである。また、地域包括支援センターが設置されることで、地域包括支援センター主催の介護予防事業の開催が増えると想定されることから、栞島町高齢者福祉センターの稼働率や利用者数の向上も期待できる。

5. 地区割りにについて

既存の地域包括支援センター（4ヶ所）の所在地は変更しないものとし、栞島町高齢者福祉センターを加えた5ヶ所にて、所在地を考慮するとともに、既存の区域を大幅に変更し利用者に混乱をきたすことが無いよう、区域の変更は最小限に留め所管地区の再編を行なった（資料6_別紙資料）。なお、この地区割りはあくまでも（案）であり、今後、各地域包括支援センターの意見を聞いたうえで決定していく予定である。